

# スイス憲法

—比較法的研究—

ワルター・ハラー [原著]

平松 毅

辻 雄一郎 [訳]

寺澤比奈子



成文堂

## 目 次

日本語版への序言

凡 例

序 文	1
第1編 総 論	5
第1章 歴史的発展	5
第2章 1999年憲法	10
第3章 比較法的背景	12
第4章 その他の憲法法源	15
第1節 国際法 (15)	
第2節 連邦法律 (15)	
第3節 判例法 (16)	
第5章 憲法解釈	17
第1節 文理解釈 (17)	
第2節 体系的解釈 (18)	
第3節 歴史的解釈 (立法者の意図) (18)	
第4節 時代に適合した解釈 (現代的解釈) (19)	
第5節 目的論的解釈 (20)	
第6節 解釈方法の組合せ (21)	
第6章 基本的原理	22
第1節 法の支配 (22)	
第2節 民主主義 (23)	
第3節 連邦主義 (24)	
第4節 社会的正義 (26)	
第5節 その他の諸原則 (27)	

第7章 国際社会の一員としてのスイス	29
第1節 憲法上の指針	(29)
第2節 スイスと欧州	(29)
第3節 国連その他の世界的組織への加盟	(33)
第2編 連邦, 州, 自治体	35
第1章 政府の3階層	35
第1節 連邦の多様性	(35)
第2節 連邦	(36)
第3節 州	(37)
第4節 自治体	(40)
第2章 連邦による保障	42
第1節 州の存立と領域	(42)
第2節 州憲法	(44)
第3節 州における憲法秩序の保護	(46)
第3章 権限の配分	47
第1節 比較法的見地から見た権限配分	(47)
第2節 権限配分のスイス方式	(49)
第3節 連邦の権限: 概観	(53)
第4章 連邦法の優位	61
第5章 連邦の監督と強制	63
第6章 州間協定	65
第3編 市民権と政治的権利	69
第1章 スイスの市民権	69
第1節 主な特徴	(69)
第2節 連邦と州の権限配分	(70)
第3節 法律による市民権の取得	(71)
第4節 通常の帰化	(71)
第5節 簡易な帰化と市民権の回復	(73)

第6節	市民権の喪失 (74)	
第2章	外国人の法的地位	76
第3章	選挙権	79
第1節	概要 (79)	
第2節	連邦の問題に参加するための前提条件 (80)	
第3節	州及び自治体の問題に参加するための前提条件 (81)	
第4章	直接民主制：概観	82
第1節	定義 (82)	
第2節	連邦レベル (83)	
第3節	州レベル (85)	
第5章	政治的権利の本質である決定の自由	86
第4編	議会、政府及び裁判所	87
第1章	比較法的見地からみた統治機構	87
第1節	議会制 (87)	
第2節	大統領制 (88)	
第3節	準大統領制 (89)	
第4節	スイスの制度：概観 (89)	
第2章	両議会制	92
第1節	概説 (92)	
第2節	スイス (93)	
第3章	国民議会	95
第1節	構成 (95)	
第2節	被選挙権と兼職禁止 (95)	
第3節	選挙方法 (95)	
第4節	任期 (98)	
第4章	全州議会	99
第5章	議会の組織、手続、権限	101
第1節	制度的枠組 (101)	
第2節	会議 (102)	
第3節	権限 (103)	

第6章 連邦内閣	106
第1節 構成	(106)
第2節 選挙	(107)
第3節 合議体による統治と行政組織	(109)
第4節 権限	(110)
第7章 連邦最高裁判所	113
第1節 他の連邦国家との比較	(113)
第2節 構成と選出	(114)
第3節 組織	(115)
第4節 義務	(116)
第5節 審理手続	(117)
第5編 基本権	119
第1章 一般的考察	119
第1節 定義	(119)
第2節 比較法的考察	(121)
第3節 スイス法の法源	(123)
第4節 実行	(125)
第5節 基本権の制限	(128)
第2章 人間の尊厳：基本的価値、指導原則及び市民的自由	133
第3章 市民的自由	135
第1節 生命及び人身の自由	(135)
第2節 プライバシーの権利	(138)
第3節 婚姻と家族形成の権利	(140)
第4節 信教と良心の自由	(141)
第5節 表現の自由	(144)
第6節 学問の自由と芸術の自由	(149)
第7節 集会及び結社の自由	(150)
第8節 居住の権利	(152)
第9節 国外退去、犯罪人引渡し及び強制送還からの保護	(153)
第10節 財産権	(154)

第11節	経済的自由 (155)	
第4章	法の下での平等その他の諸原則	159
第1節	法の下での平等 (159)	
第2節	恣意からの保護と信義誠実の原則 (164)	
第5章	基本的な手続的権利	166
第1節	手続的保護の概要 (166)	
第2節	裁判所へのアクセス保障 (168)	
第3節	司法的手続に関する特別の保障 (168)	
第4節	適正な手続によらない自由剥奪の禁止 (170)	
第5節	刑事手続 (172)	
第6章	基本的社会権	174
第1節	必要なときに扶助を受ける権利 (174)	
第2節	初等教育を受ける権利 (175)	
第6編	規則制定, 条約, 違憲審査権	177
第1章	憲法改正	177
第1節	全部改正と部分改正の区別 (177)	
第2節	全部改正 (178)	
第3節	部分改正 (180)	
第4節	憲法改正の限界 (183)	
第2章	連邦法律, 連邦決議, 連邦令	186
第1節	法的規範その他の規範の形式 (186)	
第2節	連邦法律 (186)	
第3節	連邦決議 (Federal decrees) (189)	
第4節	命令 (Ordinances) (190)	
第3章	条約	192
第1節	定義 (192)	
第2節	条約締結の手続 (192)	
第3節	条約と国内法との関係 (194)	
第4章	違憲審査権	197
第1節	本質と形式 (197)	

第2節 比較法の考察 (198)

第3節 スイスモデル：全体像 (200)

スイス連邦憲法 205

訳者あとがき 249

索引 253